新潟市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月16日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第51号

新潟市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

新潟市建築基準法施行細則(昭和48年新潟市規則第11号)の一部を次のように改正 する。

第2条の4中「第17条第5項」の次に「(同法第18条第2項において準用する場合を含む。)」を、「第6条第3項」の次に「(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)」を、「第54条第3項」の次に「(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)」を、「第30条第3項」の次に「(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)」を加える。

第5条の見出し中「建築物」を「特定建築物」に改め、同条中「建築物」を「特定建築物」に、「同表イ欄」を「同表ウ欄」に、「同表ウ欄」を「同表エ欄」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第12条第1項の規定により報告する事項は、当該報告の日前3か月以内に調査したものでなければならない。

第6条の見出し中「建築設備等」を「特定建築設備等」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「設置されたもの」の次に「及び政令第16条第3項第1号に規定するもの」を加え、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第2項中「第5条第1項」を「政令第16条第1項に定める建築物及び前条第1項」に、「建築物」を「特定建築物」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 法第12条第3項の規定により市長が指定する防火設備は、前条第1項で指定する特 定建築物に設けられた、政令第109条に規定する防火戸、ドレンチャーその他火炎を 遮る設備(常時閉鎖をした状態にあるもの,防火ダンパー及び外壁開口部に設けられた ものを除く。)とする。

第7条の見出し中「建築設備等」を「特定建築設備等」に改め、同条中「1年ごと」を「毎年度」に、「建築設備」を「特定建築物の昇降機以外の建築設備等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第12条第3項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定により 報告する事項は、当該報告の日前3か月以内に検査したものでなければならない。 別表第1を次のように改める。

別表第1(第5条関係)

	ア	イ		ウ		エ
	用途	規模(政	令で定めるもの	規模(	市長が定めるもの	報告の時期
		)		)		
1	劇場,映画館又は	(1)	その用途に供す	(1)	その用途に供す	平成29年度
	演芸場	る部分	の床面積の合計	る部分	分の床面積の合計	を初年度とし
		が20	0平方メートル	が 2	00平方メートル	以後翌年度か
		以上の	もの	以上	のもの	ら起算して2
		(2)	3階以上の階に	(2)	3階以上の階の	年度目ごとの
		あるも	Ø	その。	用途に供する部分	年度
		(3)	地階にあるもの	の床	面積の合計が10	
		(4)	主階が1階にな	0平	方メートルを超え	
		いもの		るも	Ø)	
				(3)	主階が1階にない	
				もの		
2	観覧場(屋外観覧	(1)	その用途に供す	(1)	その用途に供す	平成29年度

1	1	I	1	1 1
	場を除く。),公	る部分の床面積の合計	る部分の床面積の合計	を初年度とし
	会堂又は集会場	が200平方メートル	が200平方メートル	,以後翌年度
		以上のもの	以上のもの	から起算して
		(2) 地階にあるもの	(2) 3階以上の階の	2年度目ごと
		(3) 3階以上の階に	その用途に供する部分	の年度
		あるもの	の床面積の合計が10	
			0平方メートルを超え	
			るもの	
3	病院,診療所(患	(1) その用途に供す	(1) その用途に供す	平成28年度
	者の収容施設があ	る2階の部分の床面積	る部分の床面積の合計	を初年度とし
	るものに限る。)	の合計が300平方メ	が300平方メートル	,以後翌年度
	,助産施設,乳児	ートル以上のもの	以上のもの	から起算して
	院,障害児入所施	(2) 地階にあるもの	(2) 3階以上の階の	3年度目ごと
	設, 助産所, 盲導	(3) 3階以上の階に	その用途に供する部分	の年度
	犬訓練施設, 救護	あるもの	の床面積の合計が10	
	施設, 更生施設,		0平方メートルを超え	
	老人短期入所施設		るもの	
	その他これに類す			
	るもの、養護老人			
	ホーム,特別養護			
	老人ホーム、軽費			
	老人ホーム,有料			
	老人ホーム、母子			
	保健施設,障害者			
		•	•	. '

	i			
	支援施設, 福祉ホ			
	ーム又は障害福祉			
	サービス事業(自			
	立訓練又は就労移			
	行支援を行う事業			
	に限る。)の用に			
	供する施設(利用			
	者の就寝の用に供			
	するものに限る。			
	)			
4	児童福祉施設等(		(1) その用途に供す	平成28年度
	政令で定めるもの		る部分の床面積の合計	を初年度とし
	を除く。)		が300平方メートル	,以後翌年度
			以上のもの	から起算して
			(2) 3階以上の階の	3年度目ごと
			その用途に供する部分	の年度
			の床面積の合計が10	
			0平方メートルを超え	
			るもの	
5	旅館又はホテル	その用途に供する部分が		平成28年度
		3階以上の階にあり、か		を初年度とし
		つ,床面積の合計が1,		,以後毎年度
		500平方メートル以上		
		のもの		
1	1	1		

6	旅館又はホテル	その用途に供する部分が	7	成28年度
		3階以上の階にあり、か	<del>خ</del>	初年度とし
		つ,床面積の合計が1,	,	以後翌年度
		500平方メートル未満	カ	ゝら起算して
		のもの	2	2年度目ごと
			O,	)年度
7	旅館又はホテル	(1) その用途に供す	(1) その用途に供する平	成29年度
		る2階の部分の床面積	3階以上の階の部分のを	初年度とし
		の合計が300平方メ	床面積の合計が100,	以後翌年度
		ートル以上のもの	平方メートルを超えるカ	ゝら起算して
		(2) 地階にあるもの	₹ <i>0</i>	3年度目ごと
			(2) 床面積の合計がの	)年度
			300平方メートルを	
			超え、かつ、2階以上	
			の階のその用途に供す	
			る部分の床面積の合計	
			が100平方メートル	
			を超えるもの	
8	共同住宅又は寄宿	(1) その用途に供す	7	成29年度
	舎のうち、高齢	る2階の部分の床面積	查	初年度とし
	 者,障害者等の就	の合計が300平方メ	,	以後翌年度
	 寝の用に供するも 	ートル以上のもの	カ	ら起算して
	O	(2) 3階以上の階に	3	3年度目ごと
		あるもの	0.	)年度

		(3) 地階にあるもの		
9	下宿,共同住宅又		全てのもの	平成29年度
	は寄宿舎のうち,			を初年度とし
	第6条第2項第2			,以後翌年度
	号に規定する排煙			から起算して
	設備が設置されて			3年度目ごと
	いるもの			の年度
1 0	体育館,博物館,	(1) その用途に供す		平成30年度
	美術館,図書館,	る部分の床面積の合計		を初年度とし
	ボーリング場,ス	が2,000平方メー		,以後翌年度
	キー場、スケート	トル以上のもの		から起算して
	場,水泳場又はス	(2) 3階以上の階に		3年度目ごと
	ポーツの練習場(	あるもの		の年度
	いずれも学校に附			
	属するものを除く			
	。)			
1 1	学校又は学校に附		(1) その用途に供す	平成30年度
	属する体育館,博		る部分の床面積の合計	を初年度とし
	物館,美術館,図		が2,000平方メー	,以後翌年度
	書館,ボーリング		トル以上のもの	から起算して
	場,スキー場,ス		(2) 3階以上の階の	3年度目ごと
	ケート場、水泳場		その用途に供する部分	の年度
	若しくはスポーツ		の床面積の合計が10	
	の練習場		0平方メートルを超え	

			るもの	
1 2	百貨店、マーケッ	その用途に供する部分が		平成28年度
	ト, 展示場, ダン	3階以上の階にあり、か		を初年度とし
	スホール,遊技場	つ、床面積の合計が2,		,以後毎年度
	,公衆浴場,待合	000 平方メートル以		
	, 料理店, 飲食店	上のもの		
	又は物品販売業を			
	営む店舗			
1 3	     百貨店,マーケッ 	(1) その用途に供す		平成29年度
	ト,展示場,ダン	る部分の床面積の合計		を初年度とし
	スホール,遊技場	が3,000平方メー		,以後翌年度
	,公衆浴場,待合	トル以上のもの(12		から起算して
	, 料理店, 飲食店	の項に規定するものを		2年度目ごと
	又は物品販売業を	除く。)		の年度
	 営む店舗 	(2) 3階以上の階に		
		あり、かつ、床面積の		
		合計が2,000平方		
		メートル未満のもの		
1 4	   百貨店,マーケッ 	(1) その用途に供す	(1) その用途に供す	平成30年度
	ト,展示場,ダン	る2階の部分の床面積	る3階以上の階の部分	を初年度とし
	スホール,遊技場	の合計が500平方メ	の床面積の合計が10	,以後翌年度
	,公衆浴場,待合	ートル以上のもの(1	0平方メートルを超え	から起算して
	, 料理店, 飲食店	2の項及び13の項に	るもの	3年度目ごと
	又は物品販売業を	規定するものを除く。	(2) 床面積の合計が	の年度

	営む店舗	)	500平方メートル以	
		(2) 地階にあるもの(	上,かつ,2階以上の	
		13の項に規定するも	階のその用途に供する	
		のを除く。)	部分の床面積の合計が	
			100平方メートルを	
			超えるもの	
1 5	キャバレー,カフ	(1) その用途に供す	(1) その用途に供す	平成29年度
	ェー、ナイトクラ	る部分の床面積の合計	る部分の床面積の合計	を初年度とし
	ブ又はバー	が3,000平方メー	が300平方メートル	,以後翌年度
		トル以上のもの	以上のもの	から起算して
		(2) その用途に供す	(2) その用途に供す	2年度目ごと
		る2階の部分の床面積	る3階以上の階の床面	の年度
		の合計が500平方メ	積の合計が100平方	
		ートル以上のもの	メートルを超えるもの	
		(3) 3階以上の階に		
		あるもの		
		(4) 地階にあるもの		
1 6	地下街		その用途に供する部分の	平成28年度
			床面積の合計が1,50	を初年度とし
			0 平方メートル以上のも	,以後毎年度
			Ø	

## 備考

- 1 この表において、それぞれの面積は、ア欄に掲げる用途に供する部分の床面積の合計を表すものとする。
- 2 この表において、イ欄については、次のとおりとする。

- (1) 1の項及び2の項の面積は、客席に供する部分の床面積の合計を表すものとする。
- (2) その用途に供する部分が避難階のみにある場合は、対象としない。
- 3 この表において、ウ欄については、次のとおりとする。
  - (1) イ欄に記載するものは、対象としない。
  - (2) 1の項及び2の項の面積は、客席に供する部分の床面積の合計を表すものする。
  - (3) その用途に供する部分が避難階のみにある場合は、対象とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条第1項の規定の適用については、平成28年度に限り、同項の規定中 「9月30日」とあるのは、「11月30日」とする。
- 3 第6条第2項に規定する建築設備に関する改正後の第7条第1項の規定の適用については、平成28年度に限り、同項の規定中「9月30日」とあるのは、「11月30日」とする。
- 4 この規則の施行の際現にある防火設備及びこの規則の施行の日から平成29年5月3 1日までの間に建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項又は第7条の2 第5項の規定による検査済証の交付を受けた防火設備に関する建築基準法施行規則(昭 和25年建設省令第40号)第6条第1項の規定により定める報告の時期は、平成28 年度から平成31年度までの間においては、改正後の第7条第1項の規定にかかわらず、 次の各号のいずれかとする。
  - (1) この規則の施行の日から平成31年3月31日までの間及び同年4月1日から 同年9月30日までの間にそれぞれ1回

(2) 平成31年4月1日から同年5月31日までの間